

交通安全憲章

わたくしたち静岡県民は、人命尊重の基本理念に基づき、県民総ぐるみの交通安全運動を展開し、交通事故のない、安全で安心できる暮らしを実現するため、この憲章を定め、実践することを誓います。

- 1 わたくしたちは、他人を思いやり、ゆずりあう「優しい親切な心」と他人の親切にはありがとうと素直に言える「感謝の心」を育み、交通ルールの遵守と、交通マナーの向上に努めます。
- 2 わたくしたちは、常に安全運転に努め、交差点での安全確認、必要な一時停止を怠りません。また、スピードの出しすぎや無理な追い越しはしません。
- 3 わたくしたちは、道路を歩くとき、自転車に乗るときは、周囲の状況に気を配り、安全で正しい通行に努めます。
- 4 わたくしたちは、子どもやお年寄り、からだの不自由な人たちをいたわり、交通事故から守ります。
- 5 わたくしたちは、運転するときはお酒を飲みません。また、運転する人にはお酒を飲ませません。
- 6 わたくしたちは、交通安全運動や地域の交通安全活動などに、進んで参加します。
- 7 わたくしたちは、みんなが安全に通行できる良い交通環境をつくることに努めます。

平成8年9月3日

静岡県交通安全対策協議会